

## 条例の改正に伴う旧・新対照表

- [舞鶴市職員の育児休業等に関する条例](#) ..... 1
- [舞鶴市印鑑条例](#) ..... 5
- [舞鶴市立図書館条例](#) ..... 6
- [舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例](#) ..... 7
- [舞鶴市都市公園条例](#) ..... 8

## 廃止する条例

- 舞鶴市老人介護支援センター条例 ..... 11

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあつては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の</p>

旧	新
<p>の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成26年条例第33号)第15条の規定により出産を理由として勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p>	<p>1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成26年条例第33号)第15条の規定により出産を理由として勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月に到達日の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、</u></p> <p><u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>(2) 当該子の1歳6か月に到達日の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p>

旧		新			
<p><u>第2条の4</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p><u>第2条の5</u> (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること <u>又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)	第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌	第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌

旧			新		
		日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする			日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第25条第1項	給料の月額	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額	第30条第4項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに
第25条第1項及び第2項	1週間当たりの勤務時間	勤務時間条例第2条第1項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間	第30条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第25条第1項	得た額と	得た額に算出率を乗じて得た額と	第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
第25条第2項	得た額	得た額に算出率を乗じて得た額	第30条の4第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第30条第4項	給料	給料月額を算出率で除して得た額			
第30条第5項及び第30条の4第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額			
第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則			
			改正附則 この条例は、公布の日から施行する。		

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
<p>(印鑑原票)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をすべきものについて印鑑登録原票(以下「印鑑原票」という。)を備え、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 男女の別</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2 前項第2号から<u>第8号</u>までに掲げる事項を登録した印鑑原票については、磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって作成することができる。</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の印鑑登録証明書には、第7条第4号から<u>第8号</u>までに掲げる事項を合わせて記載するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(印鑑原票)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑の登録をすべきものについて印鑑登録原票(以下「印鑑原票」という。)を備え、次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 前項第2号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を登録した印鑑原票については、磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって作成することができる。</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の印鑑登録証明書には、第7条第4号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を合わせて記載するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年1月1日から施行する。</p>

舞鶴市立図書館条例旧新対照表

旧	新
<p>(図書館協議会)</p> <p>第6条 法第16条の規定に基づき、舞鶴市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第6条 法第14条第1項の規定に基づき、舞鶴市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3) 学識経験のある者</p> <p>(4) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>3 委員の定数は、10人以内とする。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧	新
<p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(<u>西運動公園</u>にあつては、市長。以下次条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第9条の2 <u>西運動公園</u>の有料公園施設等の利用許可を受けた者は、市長に対し、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>西運動公園</u>の有料公園施設の使用料は別表第2の2に、<u>西運動公園</u>の有料公園施設の附属設備の使用料は規則に定めるとおりとする。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第4条の2、第4条の3及び第10条の2(同条第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条の2第1項中「指定管理者(<u>西運動公園</u>にあつては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項並びに第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあつては、入館料。以下同じ。)」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を</p>	<p>(有料公園施設等の利用許可)</p> <p>第4条の2 有料公園施設及びその附属設備(以下「有料公園施設等」という。)並びに無料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(<u>伊佐津川運動公園</u>にあつては、市長。以下次条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合又は特別の設備等を設けようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第9条の2 <u>伊佐津川運動公園</u>の有料公園施設等の利用許可を受けた者は、市長に対し、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>伊佐津川運動公園</u>の有料公園施設の使用料は別表第2の2に、<u>伊佐津川運動公園</u>の有料公園施設の附属設備の使用料は規則に定めるとおりとする。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 第4条の2、第4条の3及び第10条の2(同条第2項を除く。)から第10条の4までの規定は、前項の規定により市長が指定管理者管理公園の管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条の2第1項中「指定管理者(<u>伊佐津川運動公園</u>にあつては、市長。以下次条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項並びに第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料(五老ヶ岳公園展望タワーにあつては、入館料。以下同じ。)」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の</p>

旧				新																											
<p>受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東舞鶴公園</td> <td>舞鶴市字行永地内</td> </tr> <tr> <td>市場公園</td> <td>舞鶴市字市場地内</td> </tr> <tr> <td><u>西運動公園</u></td> <td>舞鶴市字上安久、字円満寺地内</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	東舞鶴公園	舞鶴市字行永地内	市場公園	舞鶴市字市場地内	<u>西運動公園</u>	舞鶴市字上安久、字円満寺地内	<p>承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>第18条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東舞鶴公園</td> <td>舞鶴市字行永地内</td> </tr> <tr> <td>市場公園</td> <td>舞鶴市字市場地内</td> </tr> <tr> <td><u>伊佐津川運動公園</u></td> <td>舞鶴市字上安久、字円満寺地内</td> </tr> </tbody> </table>				名称	所在地	東舞鶴公園	舞鶴市字行永地内	市場公園	舞鶴市字市場地内	<u>伊佐津川運動公園</u>	舞鶴市字上安久、字円満寺地内								
名称	所在地																														
東舞鶴公園	舞鶴市字行永地内																														
市場公園	舞鶴市字市場地内																														
<u>西運動公園</u>	舞鶴市字上安久、字円満寺地内																														
名称	所在地																														
東舞鶴公園	舞鶴市字行永地内																														
市場公園	舞鶴市字市場地内																														
<u>伊佐津川運動公園</u>	舞鶴市字上安久、字円満寺地内																														
<p>別表第2(第2条関係)</p> <p>有料公園施設及び無料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園の名称</th> <th>有料公園施設</th> <th>無料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東舞鶴公園</td> <td>屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前島みなと公園</td> <td>屋外運動施設(人工芝テニスコート)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>西運動公園</u></td> <td>屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>				都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設	東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場		前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)		<u>西運動公園</u>	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)		<p>別表第2(第2条関係)</p> <p>有料公園施設及び無料公園施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園の名称</th> <th>有料公園施設</th> <th>無料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東舞鶴公園</td> <td>屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前島みなと公園</td> <td>屋外運動施設(人工芝テニスコート)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>伊佐津川運動公園</u></td> <td>屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>				都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設	東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場		前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)		<u>伊佐津川運動公園</u>	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)	
都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設																													
東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場																														
前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)																														
<u>西運動公園</u>	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)																														
都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設																													
東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場																														
前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)																														
<u>伊佐津川運動公園</u>	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド)																														
<p>別表第2の2(第9条の2関係)</p> <p><u>西運動公園</u>に係る屋外運動施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>利用時間</th> <th>午前(午前9時から午後1時まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後5時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工芝グ</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)	人工芝グ		円	円	円	<p>別表第2の2(第9条の2関係)</p> <p><u>伊佐津川運動公園</u>に係る屋外運動施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th>利用時間</th> <th>午前(午前9時から午後1時まで)</th> <th>午後(午後1時から午後5時まで)</th> <th>全日(午前9時から午後5時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工芝グ</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)	人工芝グ		円	円	円				
施設名	利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)		全日(午前9時から午後5時まで)																										
	人工芝グ		円	円	円																										
施設名	利用時間	午前(午前9時から午後1時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	全日(午前9時から午後5時まで)																											
	人工芝グ		円	円	円																										

旧				新					
ラウンド	全面	15,200	15,200	30,400	ラウンド	全面	15,200	15,200	30,400
	2分の1	7,600	7,600	15,200		2分の1	7,600	7,600	15,200
多目的グ ラウンド	全面	1,200	1,200	2,400	多目的グ ラウンド	全面	1,200	1,200	2,400
	2分の1	600	600	1,200		2分の1	600	600	1,200
備考（略）				備考（略）					
				改正附則					
				この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。					

廃止する条例

舞鶴市老人介護支援センター条例

平成9年3月31日  
条例第6号

(設置)

第1条 在宅の虚弱老人等の介護を支援するため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項の規定に基づき、舞鶴市老人介護支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
舞鶴市南在宅介護支援センター	舞鶴市字行永1090番地の30
舞鶴市加佐在宅介護支援センター	舞鶴市字八田962番地

(定義)

第3条 この条例において「在宅の虚弱老人等」とは、本市に居住するおおむね65歳以上の在宅の虚弱又はねたきり等の状態にある者で日常生活を営むのに支障があるものをいう。

(事業)

第4条 センターにおいては、在宅の虚弱老人等に係る介護に関する総合的な相談対応、保健福祉サービスに関する実施機関等との連絡調整等の便宜供与及び介護用品の展示等の事業その他市長が必要と認める事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、法人その他の団体であって、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) その他センターの管理運営上市長が必要と認める業務  
(開館時間及び休館日)

第7条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。  
(利用対象者)

第8条 センターを利用できる者は、舞鶴市に居住する者及び在宅の虚弱老人等を介護する者等とする。

(入館の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) その利用がこの条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあり、又は違反したとき。
- (2) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(損害賠償)

第10条 センターの施設を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。

(指定管理者不在等期間の管理)

第11条 第5条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期

間が終了するまでの間におけるセンターの管理は、市長が行う。

- 2 第9条の規定は、前項の規定により市長がセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。